

亶理町監査委員告示 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成27年 6月 1日

亶理町監査委員 齋 藤 功
亶理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成27年5月18日（月）から29日（火）までの2日間

2 監査の対象

平成26年度における財政援助団体（町が財政援助を与えた団体）の中から団体を抽出し、次のとおり監査を実施した。

- (1) 吉田西部地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援事業委託料
- (2) 吉田東部地区まちづくり協議会 1件
まちづくり協議会支援事業委託料
- (3) 家庭保育園 フレンド 1件
亶理町認可外保育施設運営事業補助金

3 監査の内容

上記財政援助等の補助金について、亶理町補助金等交付規則に基づき事業が施行されているか、各団体担当者から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記財政援助団体等の補助金の経理については、申請から交付決定までの執行事務手続きは、町補助金等交付規則に基づき適正に処理されており、事業も目的・計画に基づいて執行されていた。

吉田西部地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

吉田西部地区まちづくり協議会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援事業委託料 9,427,000円

2 監査の実施日

平成27年5月18日(月)午後1時30分から午後2時45分まで

3 実施した監査手続

吉田西部地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、同協議会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 震災等緊急雇用対応事業として労働者の雇用確保に対し町と業務委託契約を締結している。
- (2) 復興に向け、まちづくり協議会を拠点として、地域住民が主体となり、持続的な地域コミュニティの再構築を図り、被災地の地域づくりを推進する。
- (3) 地区の住民相互の交流と活動を通して、連帯感を高め、生活環境の保持・改善に努め、地域文化と福祉向上に資する為、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体に推進。

2 吉田西部まちづくり協議会に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

吉田東部地区まちづくり協議会

第1 監査の概要

1 監査の対象

吉田東部地区まちづくり協議会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) まちづくり協議会支援事業委託料 9, 136, 000円

2 監査の実施日

平成27年5月19日(火) 午前9時30分から午前10時55分まで

3 実施した監査手続

吉田東部地区まちづくり協議会の上記委託料に係る出納その他の事務の執行について、同協議会から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 震災等緊急雇用対応事業として労働者の雇用確保に対し町と業務委託契約を締結している。
- (2) 復興に向け、まちづくり協議会を拠点として、地域住民が主体となり、持続的な地域コミュニティの再構築を図り、被災地の地域づくりを推進する。
- (3) 地区の住民相互の交流と活動を通して、連帯感を高め、生活環境の保持・改善に努め、地域文化と福祉向上に資する為、地区住民と行政の相互信頼と自主性尊重のもとで、協働による潤いと活力あるまちづくりを主体に推進。

2 吉田東部まちづくり協議会に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

家庭保育園 フレンド

第1 監査の概要

1 監査の対象

家庭保育園フレンドの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

(1) 亘理町認可外保育施設運営事業補助金 8,097,200円

2 監査の実施日

平成27年5月19日(火) 午後1:30から午後2:30まで

3 実施した監査手続

家庭保育園フレンドの上記補助金に係る出納その他の事務の執行について、福祉課から提出された資料と施設より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 事業の概要

- (1) 亘理町の待機児童の解消を図る。
- (2) 低年齢児保育の充実を図る。
- (3) 子育てと仕事料率の保護者支援を積極的に行う。
- (4) 亘理町補助金等交付規則第3条の規定により、亘理町認可外保育施設運営事業費補助金の交付を申請した。

2 監査の結果

家庭保育園フレンドの上記補助金に係る出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。